災害救助法に基づく応急修理

事前準備（相談）

被災市町村（相談受付窓口）

① 申請書の入手
②「り災証明書」（大規模半壊・半壊・準半壊）の入手

被災者 ← 修理見積書の入手 ← 修理業者

被災者 → 修理内容の説明 → 修理業者

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋や応急修理業者の指定等を実施

申請書等提出（受付）

被災者 → 被災市町村

＜提出書類＞
①「住宅の応急修理申込書」
②「り災証明書」
③「施工前の被害状況が分かる写真」
④「修理見積書」（後日提出可だが、工事決定に必要。）
⑤「資力に関する申出書」　　等

審査

「写真」、「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理
必要に応じて、現地調査の実施

工事の依頼

被災市町村 → 被災者：被災者へ工事実施の連絡

被災市町村 → 修理業者：①「修理依頼書」を発行
②「請書」を徴収

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

被災者 ↔ 修理業者：工事契約（自己負担分）

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

完了検査

修理業者 → 被災市町村：「工事完了報告書」を提出
（「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付）

支払い

被災市町村 → 修理業者：修理費用の確定

修理業者 → 被災市町村：請求書の提出

被災市町村 → 修理業者：請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、１世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。